

7 資 審 第 57 号  
令和 8 年 1 月 27 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和 7 年 12 月 11 日 付け 7 消安第 5305 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるアセフェートの成分規格を別紙のとおり改正することについては、適当と認める。

(別紙)

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：アセフェート及びメタミドホス)	
	見直し前	見直し後*
とうもろこし	<u>0.5</u>	<u>0.3</u>
牧草	<u>3</u>	<u>0.4</u>

- ・ 下線は改正部分。
- ・ \*アセフェート及びメタミドホスをアセフェートに換算したものの和。

7 資 審 第 58 号  
令和 8 年 1 月 27 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和 7 年 12 月 11 日 付け 7 消安第 5306 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるダイアジノンの成分規格を別紙のとおりとすることについては、適当と認める。

(別紙)

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：ダイアジノン)	
	見直し前	見直し後
えん麦	0.1	0.1
大麦	0.1	0.1
小麦	0.1	0.1
とうもろこし	0.02	0.02
マイロ	0.1	0.1
ライ麦	0.1	0.1
牧草	10	10

- ・ 現行の成分規格を維持する。